

平成30年4月からの国民健康保険制度について

平成30年4月から都道府県と市町村が一体となって国保の安定的な財政運営を目指します。

平成30年4月からの都道府県と市町村の主な役割

下記のとおり、保険税の納付先や保険給付の申請、各種届出の窓口は、これまでどおり市区町村です。

	都道府県	市町村
役割	安定的な財政運営や効率的な事業等の実施について、中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。	地域住民と身近な関係の中、資格を管理 国民健康保険税の賦課・徴収、保険給付 保険事業などを行います。
資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化 標準化、広域化を推進	被保険者証等の発行など
保険税の決定、賦課 徴収	・標準的な算定方法により市町村ごとの標準 保険料率を算定、公表 ・国保事業費納付金を決定	・標準保険料率等を参考に保険税率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
保険給付	・給付に必要な費用を全額、市町村に対して 支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定、支給 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
保健事業	市区町村に対し、必要な助言と支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保険 事業を実施

平成30年4月から変わること

- 資格の管理(取得・喪失)は都道府県単位になります

同一都道府県内であれば他の市町村に住所異動(転居)した場合でも、資格喪失および取得が生じなくなります。ただし、異動先の市町村における「適用開始年月日」の記載された保険証を交付しますので、従来どおり市町村(転出・転入先)に届け出てください。

- 高額療養費の多数該当が都道府県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

都道府県内の他市町村への転出等であれば、高額療養費の多数該当は通算されるようになります。
(ただし、多数該当通算されるには要件があります)

※多数該当とは、過去12カ月で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己限度額引き下げられる制度です。